



介護事業所様に大切なお知らせです



令和6年4月～介護保険法が改正！

事業所・施設ごとの 財務諸表の提出が義務化されます



1 令和6年度から全ての介護サービス事業者(医療法人・営利法人含む)について財務諸表等の経営情報の提出が義務化されます(令和6年4月以降に決算期を迎える事業者様が対象です)。



2 介護サービス事業者は事業所又は施設ごとの収益及び費用等の事項(介護サービス事業者経営情報)を都道府県に提出しなければなりません。



3 財務諸表の未提出もしくは虚偽の報告をした場合は、提出もしくは是正の指導が行われます。指導に従わない場合は、業務停止もしくは指定取消という処分を受ける可能性があります。



4 部門別管理をされていなかった事業者様にとっては事務負担が増えることが懸念されます。



アップパートナーズグループでは

無料個別相談 受付中です

▶ お申込み方法①



かんたん
WEB お申込み



▶ お申込み方法②



FAX お申込み

下記申込要項にご記入の上お送りください

送信先 ▶ **0956-76-8199**

お申込者様氏名		電話番号	
事業所名			
ご住所			

※弊社は個人情報をおの目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- (1) お申込みされたセミナーの詳細をご案内するため。(2) お客様からのお問い合わせに対する弊社からのご連絡のため。
- (3) アンケート等の集計結果を弊社の事業活動に使用するため。



主催

福岡・佐賀・長崎など九州6拠点で展開する土業集団

アップパートナーズ

検索

お問い合わせ (担当: 谷村)

アップパートナーズグループ 佐世保オフィス 介護事業専門チーム

TEL 0956-76-8189